

福岡県公報

令和二年五月二十二日
第百四号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 福岡市(東区)の表中

福岡市立こども病院

〃 〃 香椎照葉五―一―一

を

福岡市立こども病院

〃 〃 香椎照葉五―一―一

に改める。

香椎原病院介護医療院

〃 〃 香椎三―三―一

一 病院 北九州市(小倉北区)の表中

北九州総合病院

〃 〃 東城野町一―一

を

北九州総合病院

〃 〃 東城野町一―一

に改める。

新栄会病院介護医療院

〃 〃 弁天町二―一―一

一 病院 糟屋郡の表中

医療法人社団正信会ニューライフ須恵

〃 〃 大字旅石一―一五―

を

ニューライフ須恵

〃 〃 大字旅石一―一五―

に改める。

泰平病院介護医療院

〃 〃 大字新原一四―七